

付 議 第 1 号

博物館の登録に関する議案

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 12 条の規定により申請のあった下記の施設を、博物館として登録することについて、議決を求めます。

記

施設の名称：高知県立文学館

所在地：高知県高知市丸ノ内一丁目 1 番 20 号

設置者の名称：高知県

住所：高知県高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号

施設の名称：高知県立高知城歴史博物館

所在地：高知県高知市追手筋二丁目 7 番 5 号

設置者の名称：高知県

住所：高知県高知市丸ノ内一丁目 2 番 20 号

高知県教育委員会事務委任等規則（平成 4 年教育委員会規則第 1 号）

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(32) 博物館を登録し、又は登録を取り消すこと及び博物館に相当する施設を指定し、又は指定を解除すること。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第 号

博物館法（昭和26年法律第285号）第11条の規定により、令和
年 月 日に次の博物館を登録した。

令和 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

設置者の 名称	設置者の住所	博物館の名称	博物館の所在地
高知県	高知市丸ノ内一 丁目2番20号	高知県立文学 館	高知市丸ノ内一 丁目1番20号
高知県	高知市丸ノ内一 丁目2番20号	高知県立高知 城歴史博物館	高知市追手筋二 丁目7番5号

高知県教育委員会告示

◎博物館の登録

(教育委員会
事務局生涯
学習課)

令和7年度高知県博物館登録審査会概要

- 1 申請施設
 - ・高知県立文学館
 - ・高知県立高知城歴史博物館

- 2 日時 令和7年12月3日（水）13:00～17:00

- 3 場所 各申請施設

- 4 審査委員
 - 委員長 齊藤 雅洋（高知大学地域協働学部准教授、高知県社会教育委員会委員長）
 - 副委員長 中内 勝（高知県立青少年センター所長）
 - 委員 高野 昭人（高知県立牧野植物園園長）
 - 委員 田所 菜穂子（前・高知市立横山隆一記念まんが館館長）
 - 委員 渡部 孝（わんぱーくこうちアニマルランド学芸員）

- 5 議題
 - ・委員長及び副委員長の選出
 - ・申請書類について
 - ・実地調査（施設の視察）
 - ・質疑
 - ・登録に関する意見の取りまとめ

- 6 審査結果 対象施設について、博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関する取扱要項（別添参考資料4）の審査基準をもとに、書類審査及び実地調査を行った。
審査の結果、博物館としての要件を満たしており、登録することが適当であると認められた。

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

令和 7 年 10 月 20 日

高知県教育委員会 様

申請者 780-8570
高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高知県
高知県知事濱田省司
電話番号 088-823-9790

博物館登録申請書

博物館法第 11 条の規定による博物館の登録を受けたいので、同法第 12 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所

高知県

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地

高知県立文学館

高知県高知市丸ノ内 1 丁目 1 番 20 号

別記

第 1 号様式（第 2 条関係）

令和 7 年 10 月 7 日

高知県教育委員会 様

申請者 780-8570
高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号
高知県
高知県知事 濱田 省司
088-823-9112

博物館登録申請書

博物館法第 11 条の規定による博物館の登録を受けたいので、同法第 12 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
名称：高知県
所在地：高知県高知市丸ノ内 1 丁目 2 番 20 号

- 2 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
名称：高知県立高知城歴史博物館
所在地：高知県高知市追手筋 2 丁目 7 - 5

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定等に関する取扱要項（抜粋）

（登録の審査に関する基準）

第2条 法第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館登録の審査に関する基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を実施する体制が、次のアからキまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
 - イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
 - ウ イの博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理及び活用する体制を整備していること。
 - エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
 - オ 単独で又は他の博物館若しくは学校、図書館、研究所、公民館、文化に関する諸施設等と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
 - カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
 - キ 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- (2) 学芸員その他の職員の配置が次のアからウまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
 - イ 法第5条第1項に規定する学芸員が置かれていること。
 - ウ 前号アの基本的運営方針に基づき博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
- (3) 当該博物館の施設及び設備が次のアからエまでに掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができること。
 - イ 防災及び防犯のために必要な措置を有していること。
 - ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
 - エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解することができない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

（指定の審査に関する基準）

第3条 前条の規定は、法施行規則第24条第1項第2号から第4号までに規定する都道府県教育委員会の定める基準として、同条第2項の規定により準用する。

博物館に関連した法令（抜粋）

○博物館法

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

第二章 登録

（登録）

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録を受けようとする者は、都道府県の教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
- 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める事項

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 三 その他都道府県の教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

- (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
- (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
- (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

- 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者でないこと。
 - 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。
 - 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。
- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
 - 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

- 一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 登録の年月日
- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○高知県博物館の登録に関する規則（令和5年3月28日教育委員会規則第6号）抜粋

（高知県博物館登録審査会）

- 第5条** 高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、博物館の登録に関して意見を聴くため、高知県博物館登録審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。
- 2 教育委員会は、法第13条第3項（法第19条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、法第11条の規定による登録又は法第19条第1項の規定による登録の取消しをしようとするときは、審査会の意見を聴くものとする。
 - 3 審査会は、教育委員会が学識経験を有する者のうちから委嘱し、又は任命する委員5人以内で組織する。
 - 4 審査会の委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。
 - 6 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。
 - 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 8 審査会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集する。
 - 9 会議の議長は、委員長が当たる。
 - 10 会議は、委員の総数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。
 - 11 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 12 審査会の庶務は、高知県教育委員会事務局生涯学習課において処理する。
 - 13 第4項から前項までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

（登録の公表等）

- 第6条** 教育委員会は、法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項及び第20条第2項の規定により、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を告示するものとする。
- (1) 法第11条の規定による登録をしたとき。
 - (2) 法第15条第1項の規定による変更の届出があったとき。
 - (3) 法第19条第1項の規定による登録の取消しをしたとき。
 - (4) 法第20条第1項の規定による廃止の届出があったとき。
- 2 前項の規定は、法第31条第1項の規定により博物館に相当する施設としての指定をし、又は同条第2項の規定により博物館に相当する施設としての指定を取り消したときにおける同条第3項の規定による公表について準用する。
 - 3 第1項（前項において準用する場合を含む。）の規定により告示する事項は、その旨及び次に掲げる事項とする。
 - (1) 第1項第1号に該当する場合にあつては、博物館の設置者の名称及び住所、博物館の名称及び所在地並びに登録年月日
 - (2) 第1項第2号に該当する場合にあつては、前号に掲げる事項のうち変更がある事項及び変更年月日
 - (3) 第1項第3号に該当する場合にあつては、第1号に掲げる事項（登録年月日を除き、変更があったときは、変更後のものに限る。次号において同じ。）及び取消し年月日
 - (4) 第1項第4号に該当する場合にあつては、第1号に掲げる事項及び廃止年月日

■博物館登録制度の概要及び県内施設の登録状況

博物館とは 歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（公民館・図書館を除く）のうち、法の規定による登録を受けたもの（博物館法第2条）

		登録博物館	博物館に相当する施設 (指定施設)	類似施設
概要		資料を収集し、保管（育成含む）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その調査研究をすることを目的とする機関のうち、博物館法第11条に規定する登録を受けた施設	博物館の事業に類する事業を行う施設として都道府県教育委員会の指定を受けた施設（博物館法第31条）	博物館法上の規定はないが、博物館と同種の事業を行う施設 【社会教育調査上の分類】
登録要件	設置主体	地方公共団体、一般・公益社団・財団、宗教法人等 + 【R4改正】地方独立行政法人や会社等の民間法人も可能	制限なし	—
	その他	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等	学芸員相当職の必置（博物館法第3条に示す博物館事業に類する事業を遂行できる能力を持った者） 年間100日以上の開館 等	—
審査		必要	必要	—
県内施設 (R7年8月 時点)		6施設	11施設	31施設
		<input type="checkbox"/> 公益社団法人桂浜水族館★ <input type="checkbox"/> 安芸市立書道美術館 <input type="checkbox"/> 高知県立歴史民俗資料館 <input type="checkbox"/> 高知県立美術館 <input type="checkbox"/> 佐川町立青山文庫 <input checked="" type="checkbox"/> むろと廃校水族館 （むろと海の学校）	<input type="checkbox"/> わんぱーくこうちアニマルランド <input type="checkbox"/> 宿毛市立宿毛歴史館 <input type="checkbox"/> 香美市立やなせたかし記念館アンパンマンミュージアム <input type="checkbox"/> 安芸市立歴史民俗資料館 <input type="checkbox"/> 高知県立牧野植物園 <input type="checkbox"/> 横山隆一記念まんが館 <input type="checkbox"/> 香美市立美術館 <input type="checkbox"/> 高知市立自由民権記念館 <input type="checkbox"/> 高知県立のいち動物公園 <input type="checkbox"/> 高知県立高知城歴史博物館 <input type="checkbox"/> 高知県立坂本龍馬記念館	・ 県立文学館 ・ 県立埋蔵文化財センター ・ 県立足摺海洋館 他28施設

□：みなし登録・みなし指定の施設

■：法改正後に登録・指定した施設

★私立博物館

みなし：博物館法改正前に登録又は指定を受けていた施設で、改正後の登録又は指定を受けたものとみなされているもの。みなしを解除するためには登録の再申請または指定の要件確認を受ける必要がある。